

# こ けんり じょうれい ひつようせい 子どもの権利条例の必要性



じょうれい  
そもそも「条例」ってなに？



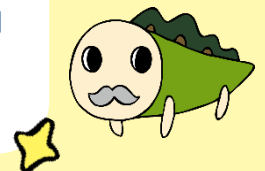
じょうれい すきなみく ちほうじちたい せいてい ちいきない  
「条例」とは、杉並区のような地方自治体が制定し、その地域内  
こうりやく も ほうき こくさいてき ごうい じょうやく  
のみ効力を持つ法規のことじゃよ。国際的な合意である「条約」や、  
ぜんこくみん まも きそく ほうりつ こ  
全国民が守らなくてはならない規則である「法律」とは異なるもの  
ちほうじちたい ぎかい き じょうれい かくじちたい ち  
なんじゃ。地方自治体の議会が決める「条例」には、各自治体の地  
いきとくせい じゅうみん じゅうなん たいおう  
域特性や住民のニーズに柔軟に対応できるというメリットがあるの  
じゃよ。



にほん きほんほう どうきょうと どうきょうと  
日本には「こども基本法」があるし、東京都には「東京都こ  
きほんじょうれい すきなみく じょうれい つく  
ども基本条例」があるよね。それなのになぜ杉並区でも条例を作  
ひつよう  
る必要があるの？



よ じつもん たし きほんほう どうきょうと  
ふむ。とても良い質問じゃ。確かにすでに「こども基本法」や「東京  
と こ きほんじょうれい りねてき ないよう おお すぎ  
都子ども基本条例」があるのじゃが、理念的な内容が多いのじゃ。杉  
なみく ぐたいてき しく ととの じょうれい こんきょ けいそく  
並区では、これを具体的な仕組みとして整え、条例を根拠として継続  
てき こ かん しさく じっし たいじ かんが  
的に子どもに関する施策を実施していくことが大事だと考えておるの  
じゃよ。具体的には、区を含めたそれぞれの主体の役割、子ども参加  
そうだん きゅうさい しく さだ よてい  
や相談・救済の仕組みなどを定める予定じゃ。



わ じょうれい  
そうなんだ、よく分かったよ！じゃあどんな条例をつくるのか、  
おし  
もっと教えてほしいな！

